

放課後事業における学校施設の活用について

2024年（令和6年）12月26日

こども支援局
育成センター課

教育委員会
学校管理課

教育委員会
地域学校協働課

放課後事業の概要 と 育成センターの待機児童問題

「放課後事業」として、西宮市は**育成センター**と**放課後キッズ**を実施している。
(両事業は根拠法令、サービス内容は異なるが相互に連携しつつ運用している。)

	育成センター	放課後キッズ	
		(委託型)	(直営型)
申込・登録	必要	必要	不要
登所・降所の管理	有	無	無
費用等	8,200円/月 その他、実費等あり	800円/年 (保険料)	不要
定 員	あり (基本40人)	なし	なし
法的根拠	児童福祉法	社会教育法	社会教育法
補助金	国 1 / 3 県 1 / 3	国 1 / 3	国 1 / 3
	※子ども・子育て 支援交付金	※学校・家庭・地域連携 協力推進事業費補助金	※学校・家庭・地域連携 協力推進事業費補助金

育成センターの需要拡大が急速に進む中
利用ニーズへの対応が課題に

育成センターの需要率は伸び続けている

経験則では、保育所の保育需要率は
ほぼ3年後の育成センターの需要率に近似している
(そして、保育所の保育需要は今も伸び続けている)



【参考】H29～R6の放課後キッズの整備状況

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
20校	18校	17校	19校	20校	26校	30校	31校

「留守家庭児童育成センターにおける施設整備のあり方」（令和5年3月作成）

元々、育成センター整備は、学校敷地内での専用施設整備を基本としていたが、敷地内での整備スペース確保が困難に

そこで、令和5年に「留守家庭児童育成センターにおける施設整備のあり方」を策定し、それに沿って整備を進めてきた

余裕教室を改修し、常設の育成センター施設に

しかし、一方では次のような課題も生じている

- ・教室が空くことを見越していたが、特別支援学級、不登校対応など、**新たな教室の需要**が発生
- ・1階などの利用しやすい部屋を空けることに**学校の理解が得られにくい**
- ・待機児童が発生する学校は、児童数が多いため**教室が空きにくい**

現在の「施設整備のあり方」に基づく余裕教室の改修は概ね完了しており、**現時点で使用可能な余裕教室は、ほぼ全てが利用されています。**

「留守家庭児童育成センターにおける施設整備のあり方」（p.5）

2. 今後の整備手法について

- ① 余裕教室を活用した育成センター整備 ② 民設放課後児童クラブの整備促進

育成センターの整備について、これまでは運動場等の学校敷地内に専用施設を建設する手法を中心に進めてきましたが、既に全ての小学校で専用施設を設置していることから、今後、学校敷地内で育成センターの整備スペースを確保することは大変難しくなっています。

また、将来的には利用児童数の減少が見込まれることや整備事業費の縮減も踏まえ、今後の整備手法について、まずは、①学校内での育成センター整備については、専用施設を整備するのではなく、学校の協力を得ながら余裕教室の活用を図ることとし、②余裕教室の活用が難しい小学校については、校区内又は近隣校区に民設放課後児童クラブの整備を促進していきます。

「施設整備のあり方」に基づく整備実績

7小学校 11センターで余裕教室を活用
9施設の民設放課後児童クラブを整備
1公民館で育成センター実施 **▶ 定員 754人増**

【参考】施設整備費用の比較（概算）

	整備費用	運営管理费用
敷地内に育成センター新築整備	1億5000万円	1800万円/年
教室改修による育成センター整備	5000万円	1800万円/年
民設放課後児童クラブ整備（補助金）	1300万円	1700万円/年

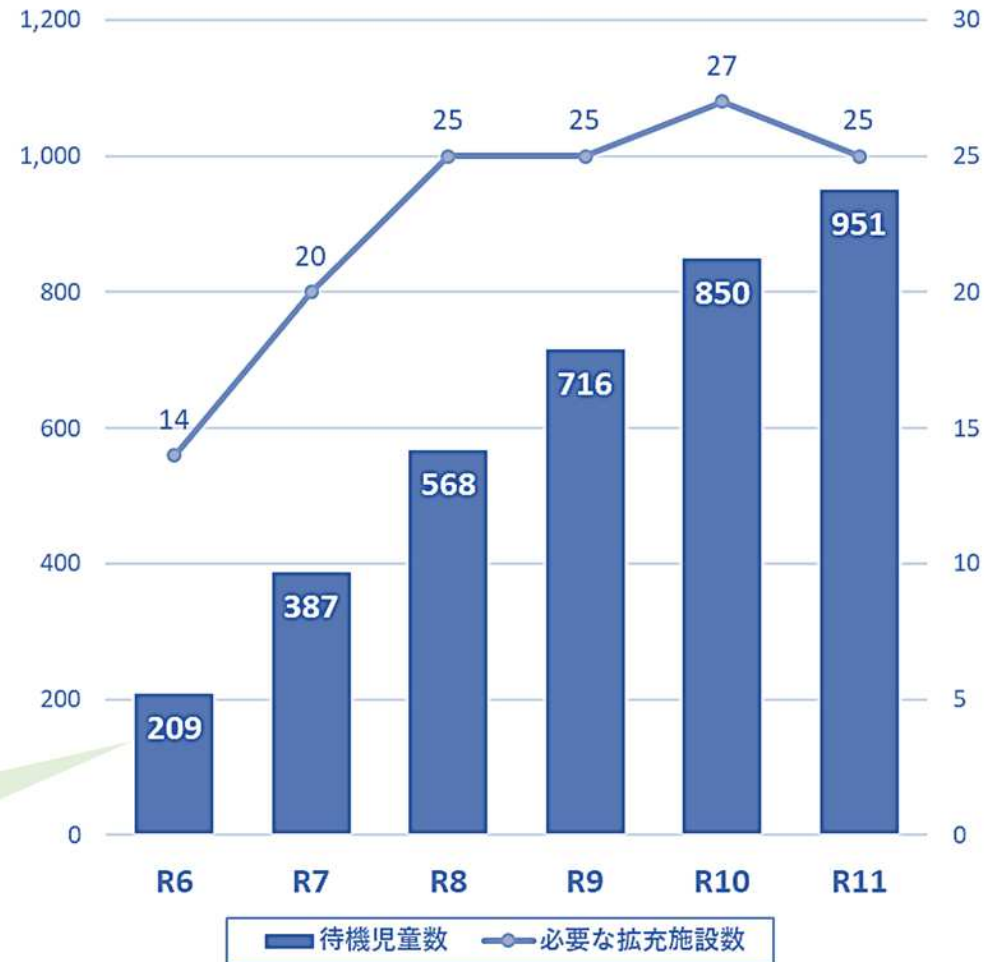
留守家庭児童育成センター待機児童の将来予測

前述のとおり、学校敷地での専用施設の整備は困難、
そして、改修可能な余裕教室も使えるところはほぼ使用した状態

育成センターの整備については物理的に手詰まり状態
このままでは、今後は待機児童が増える一方に
(このままでは令和11年度には 951名の待機発生見込み)

**新たな学校施設活用の取り組みを
考えねばならない状況に！**

令和6年度待機児童数 **209人(14校)**
(国報告件数は民設放課後児童クラブ利用者を引いた**174人**)



新たな学校施設活用：一時利用（タイムシェア）

利用可能施設の不足状況を踏まえた新たな取り組み

学校施設の一時利用(タイムシェア)

タイムシェア方式とは

放課後の時間帯の特別教室等を育成センターとして一時利用するもの
(常設ではなく、**時間で分けて共用**)

タイムシェア方式の利点

- ・ 学校としての使用が可能
- ・ 早期の育成センター設置が可能
- ・ 多額の整備費用が不要 (約50万円)

※元資料より説明を引用

- 放課後の時間帯の特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。
- 使用していない準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画を確保し、事務室として利用。専用区画が校舎内に確保できない場合には、校舎外に物置を建てるなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成。

ロール畳



可動式のランドセルロッカー

折脚テーブル

※ランチルームのタイムシェアの事例

(出典) こども家庭庁サイト「学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例」を抽出、加工したもの

新たな学校施設の有効活用の推進パターン

- ・学校施設の有効活用の推進は、すべて一律に行うのではなく、地域・学校施設の状況に合わせ柔軟に進める想定です。

パターンA

利用可能な余裕教室がある
もしくは近く生じる場合

余裕教室の活用を進めます

パターンB

今は余裕教室はないが
将来的に余裕教室が
生じる見込みがある場合

まずは**タイムシェアを推進**します
児童数や学校の状況を踏まえながら
将来的な**余裕教室の活用も検討**します

パターンC

今は余裕教室はなく
将来的にも余裕教室の
見込みが見通せない場合

まずは**タイムシェアを推進**します
児童数や学校の状況を注視しつつ
**放課後キッズルーム事業との
連携や運用面の工夫等**も検討します

一時的転用可能教室数見込み

		R6	R12
活用困難	なし	11	4
状況次第	1～3室	17	9
積極的に 有効活用	4～6室	10	19
	7～9室	2	8
	10～12室	1	2

令和6年度第1回総合教育会議資料のデータを使用して作成

今後、児童数の減少に伴い
利用可能な余裕教室数が
増えることが予想される

- ・同じ学校施設を活用する放課後キッズとの関係性といった放課後施策全体のあり方の整理が必要となる
- ・しかし、二つの事業は事業趣旨が異なり、実施内容や利用者のニーズ、利用料なども大きく異なるため、実施した場合に生じる子育て世帯への影響も考慮が必要
- ・今後、市民ニーズの確認やコスト比較などを慎重に進め、連携手法やハイブリッド型等放課後事業の取組について、多角的に検討を進めていく

- ・いずれのパターンであっても、学校の理解・協力は欠かせません。そして、教職員の新たな負担とならないよう、管理区分（責任）を明確にして進めたいと考えています。（参考1・2参照）

（参考 1）学校施設の一時的な利用に係る関係部署間の確認事項（例）

- ・ 下記はこども家庭庁・文部科学省の連名通知「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（R5.8.31）に示された関係部門・学校・事業者等の関係者間における確認事項の例示。
- ・ この内容について、必要に応じて覚書を交わすことについても言及されている。

学校施設の一時的な利用に係る関係部署間の確認事項（例）

学校施設の一時的な利用（タイムシェア）（以下「一時利用」という。）によって放課後児童クラブを運営する場合は、福祉部局、教育委員会、学校、運営事業者等（以下「関係部局等」という。）の間で、以下のような事項について事前に確認を行っておくことが想定される。また、必要に応じて、覚書等を交わすことも考えられる。

1. 基本的な考え方

- ・ 学校教育に支障がない限り一時利用に協力すること
- ・ 一時利用を進めるにあたって関係部局等が協力すること 等

2. 一時利用する施設等

- ・ 一時利用する具体的な施設等の名称（多目的室、家庭科室、校庭、体育館等）
- ・ 一時利用する施設等に備え付けられている設備で、利用児童、運営事業者職員が利用するもの 等
- ※学校の施設配置図を用いて示すことも考えられる。

3. 一時利用する日時

- ・ 2の施設等ごとの利用する日及び時間（学校休業日を含む） 等

4. 人数

- ・ 同一校内に一時利用と常時利用する施設がある場合、それぞれの放課後児童クラブの登録児童数と職員体制

5. 一時利用する日程の調整方法

- ・ 事前の調整方法
- ・ 利用の優先順位
- ・ 授業や学校行事等の急な変更時の対応
- ・ 予定していた施設等が利用できない際の対処方法 等

6. 動線

- ・ 利用児童、運営事業者職員等の動線
- ・ 運営事業者職員以外の大人（保護者等）の動線 等
- ※学校の施設配置図を用いて示すことも考えられる。

7. 管理責任の範囲

- ・ 放課後児童クラブ事業の管理責任の所在
- ・ 使用後の原状回復
- ・ 施設等の破損への対応
- ・ 鍵やセキュリティシステムの取扱い
- ・ 防火管理
- ・ 一時利用する学校設備に管理上の瑕疵が合った場合の管理責任の所在 等

8. 緊急時の対応

- ・ 事件・事故発生時の対応
- ・ 地震・台風等の災害発生時の対応
- ・ 感染症や食中毒の発生時の対応
- ・ 保険や災害共済給付制度の範囲 等

9. 経費の分担

- ・ 一時利用する施設等の維持管理経費（光熱水費等）の分担 等

10. その他

- ・ 施設等の利用方法
- ・ 施設等の利用時のルール（飲食の可否、清掃）
- ・ 空調設備の保守点検の分担 等

11. 関係部局等、連絡先

- ・ 日常的な連絡先、対応者
- ・ 緊急連絡先、対応者

動線

管理責任の範囲

緊急時の対応

- ・ 事件・事故発生時
- ・ 災害発生時
- ・ 感染症や食中毒の発生時
- ・ 保険や災害共済の範囲 等

経費の分担

その他

- ・ 施設等の利用方法
- ・ 利用時のルール（飲食の可否、清掃）
- ・ 空調保守点検の分担 等

関係者連絡先

利用する施設等の
具体的明示

利用する日時

登録児童数と
職員体制

日程調整方法

- ・ 事前調整方法
- ・ 利用の優先順位
- ・ 授業や学校行事の急な変更時の対応
- ・ 施設が利用できない場合の対処方法 等

(参考2) 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備にかかる協定書(案)

- ・下記は文部科学省・厚生労働省の連名通知「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて」(R1.7.4)に示された市長部局・教育委員会間の協定書案。
- ・タイムシェアの考え方が登場する前の通知だが、令和5年度通知でも「必要に応じて参考にされたい」と言及されている。

注：この協定書(案)は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

(首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形)

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書(案)

〇〇市▲▲(以下「甲」という。)と〇〇市教育委員会■●(以下「乙」という。)とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の整備、開設及び運営(以下「整備等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(基本的合意)

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

(施設の区分・管理)

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとりとする。

- (1) 学校専用エリア(主として学校の児童・教職員等が使用するエリア)
- (2) 児童クラブ専用エリア(主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等(以下「児童クラブ利用児童等」という。)が使用するエリア)
- (3) 共用エリア(学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア)

- 2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。
- 3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

(学校既存設備の利用等)

第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。

- 2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

施設・設備の
維持管理責任
区分を明確化

(事故等に係る責任の範囲)

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費の負担)

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

(学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応)

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。
2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

(個別協議)

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 〇〇市 ▲▲

乙 〇〇市教育委員会 ■●

事故等に係る
責任の範囲の
明確化

学校施設の不足で
学校運営に支障が
生じた場合の対応

学校施設の有効活用にむけたさらなる取組

学校施設のさらなる有効活用にむけて

余裕教室の活用、一時利用（タイムシェア）のいずれにせよ、
学校施設の有効活用において「**学校の理解、協力**」は**最重要ポイント**
校長だけでなく、教職員からの育成センターの待機児童対策への理解、協力が不可欠
教職員の新たな負担とならないよう、**管理区分（責任）を明確**にして進めます！

学校の理解・協力を得つつ、全市的な取り組みとの整合性を持たせることが重要
本市として、学校施設の有効活用の取組をより一層進めていくこととしたい

学校施設のさらなる有効活用の方針（案）

- 将来の児童数減少に伴い発生する余裕教室の活用
- 喫緊の対策として、**特別教室等の一時利用（タイムシェア）**

※「特別教室」：理科室や家庭科室など教科のために設けられた普通教室とは異なる教室をさします

公共施設マネジメントにも留意しながら進める必要性

- 学校施設の複合利用は、公共施設マネジメントの面からも重要な取り組みと位置付けられる。
- それだけに、全庁的な取り組みとも齟齬なく進めていくことが大切になる。
- **公共施設マネジメント推進部会**と、推進状況を共有し、**密接に連携**を取りながら進めます！

短期的未来（R7～12）

- ◆改修・改築時に複合化を進める。
- ◆児童生徒数の減少に伴い、各学校で生じる見込みの転用可能教室の有効活用について取組みを進めていく。

◆改修・改築に伴う複合化の考え方

- ・長寿命化などの改修時に、学校として使用しないスペースが生じる場合は、他の施設として有効活用できないか、事前に関係部署・学校と調整を図る。
- ・改築時についても、設計段階で他の施設との複合利用の調整を図るとともに、将来他の施設に転用しやすい配置等を考慮する。

◆学校施設の有効活用の優先順位

- ①教育施策（学校及び教委）の実施に関するもの
- ②留守家庭児童育成センター
- ③子育て支援施設の実施に関するもの
- ④防災備蓄倉庫
- ⑤地域利用（市民館、公民館など）
- ⑥その他公共施設

※基本的な考え方であり、地域ニーズ等も考慮が必要

※「西宮市学校施設の有効活用基本方針」を参照

令和6年度第1回総合教育会議資料より抜粋
（赤網掛けのみ加工）